

11 終末処理場計画

11.1 終末処理場位置

終末処理場の位置の選定においては、以下の事項に留意する必要がある。

- ① 計画処理水量に対し、十分な面積が得られること
- ② 地形的に管路施設が最も合理的かつ経済的に配置できること
- ③ 放流水域に近いこと
- ④ 処理区域に近いこと
- ⑤ 放流先の利水計画と調和を図る
- ⑥ 処理および放流等に必要なエネルギーが出来る限り少なくて済むこと
- ⑦ 汚泥の処理、処分が容易なこと
- ⑧ 周辺住民の同意が得られること

本市では上記の条件を踏まえて、現状で3処理場が表 11-1 の位置で稼働している。

表 11-1 処理場位置

高蔵寺浄化センター	勝西浄化センター	南部浄化センター
春日井市気噴町6丁目 地内	春日井市御幸町1丁目 及び2丁目地内	春日井市松河戸町1丁目 地内
		

11.2 既設の状況

a) 高蔵寺浄化センター

高蔵寺浄化センターは、市内東北部丘陵の高蔵寺ニュータウン住宅団地開発に伴って建設された市内で最も古い浄化センターである。供用開始から50年以上が経過している。

高蔵寺浄化センターの平面配置図を図 11-1、フローシートを図 11-2 に示す。

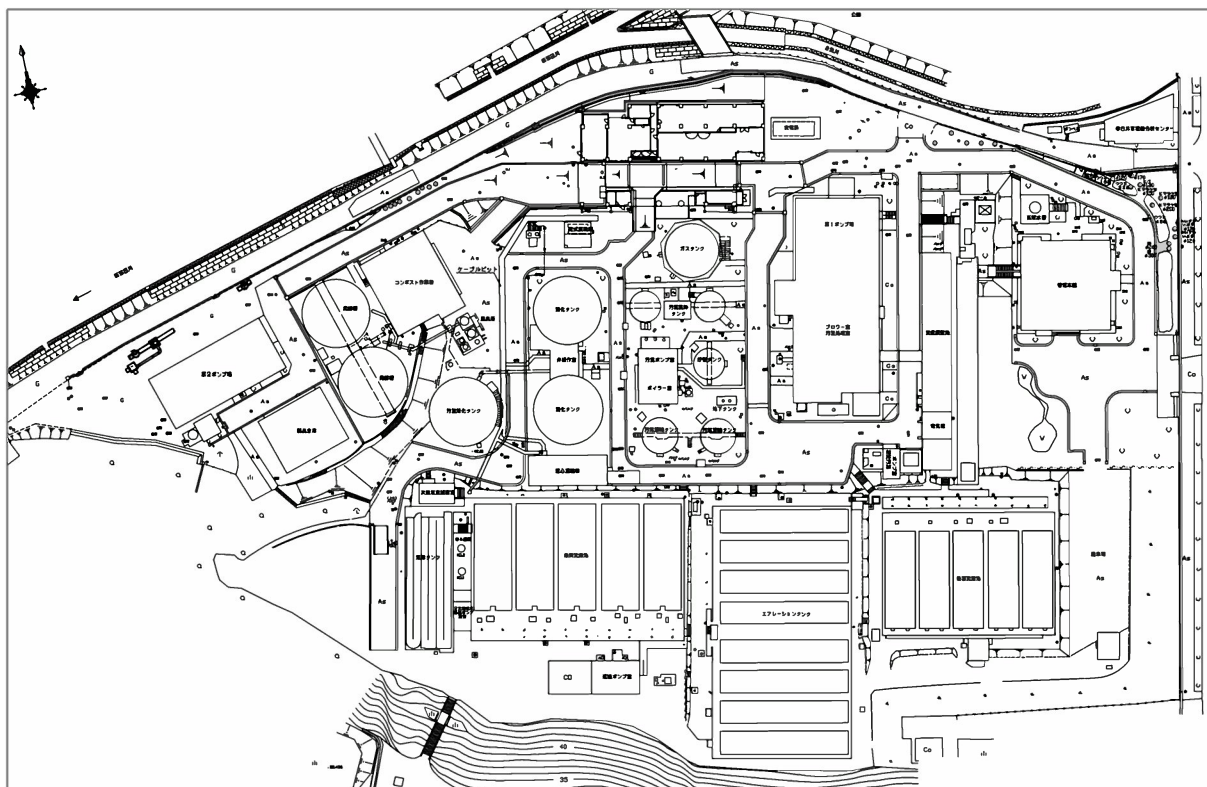


図 11-1 高蔵寺浄化センター平面配置図

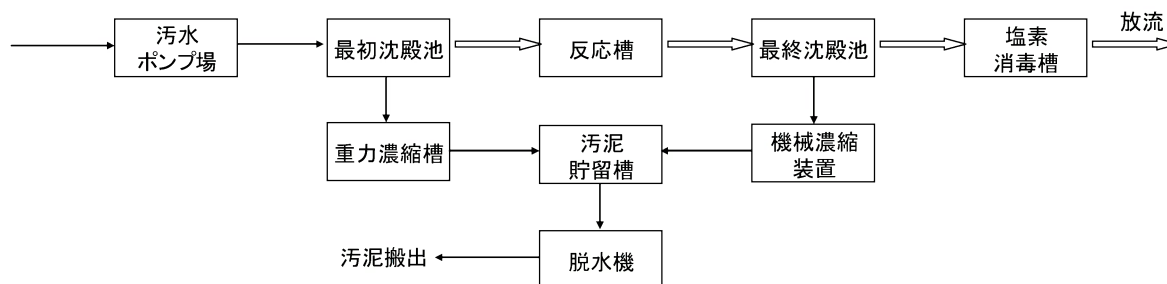


図 11-2 高蔵寺浄化センターフローシート

高蔵寺浄化センターの概要を表 11-2 に示す。

表 11-2 高蔵寺浄化センターの概要

項 目	諸 元
現有処理能力	36,600 m ³ /日
日平均処理水量	20,004 m ³ /日
日最大処理水量(晴天時)	34,260 m ³ /日
水処理法 (計画)	凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法+急速ろ過法 +活性炭吸着法
汚泥濃縮法	生汚泥：重力濃縮 余剰汚泥：機械濃縮（遠心濃縮機）
汚泥処理法	機械脱水（遠心脱水機） → 搬出処分
放流先	新繁田川（一級河川庄内川水系）
供用開始	昭和43年5月
用地面積	3.9ha

※処理水量は令和2年度実績値

b) 勝西浄化センター

勝西浄化センターは市内中心部である中央処理区の汚水を処理するもので、隣接した第1プラントと第2プラントから構成されている。供用開始から45年が経過している。

勝西浄化センターの平面配置図を図 11-3、フローシートを図 11-4 に示す。

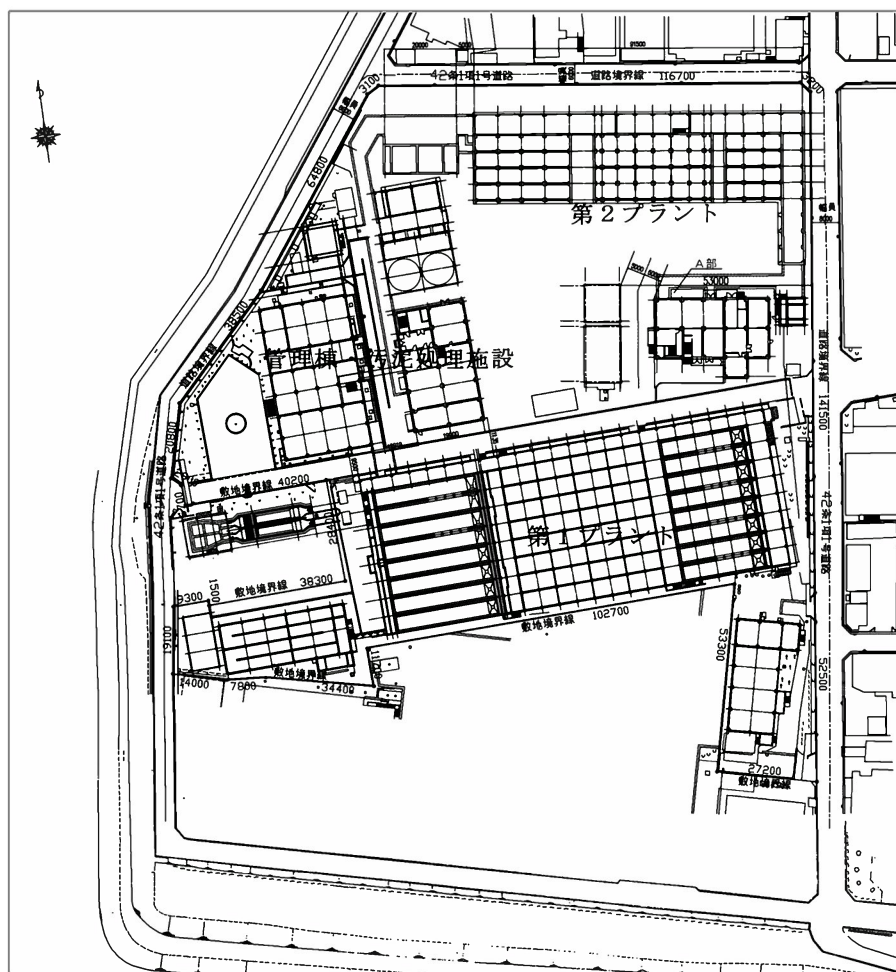


図 11-3 勝西浄化センター平面配置図

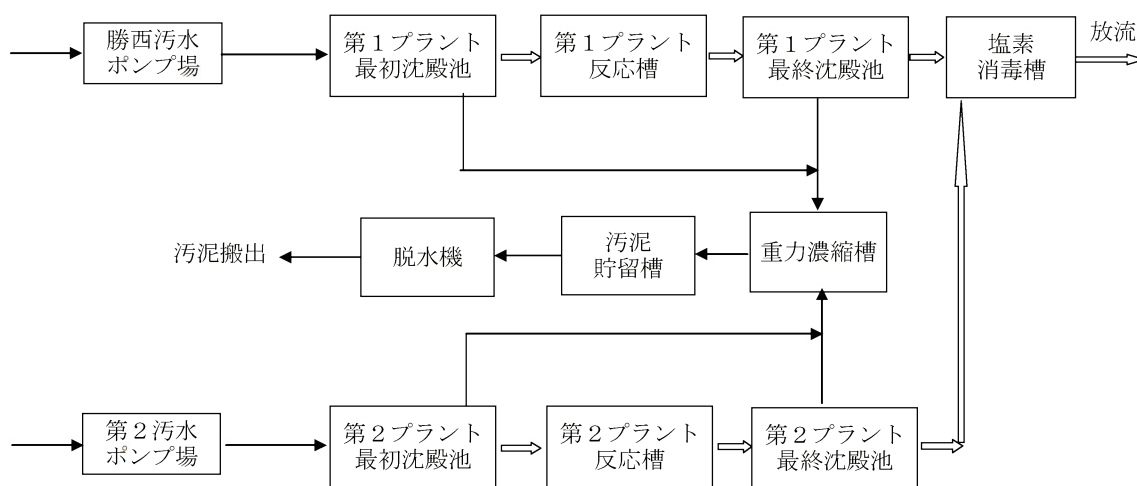


図 11-4 勝西浄化センターフローシート

勝西浄化センターの概要を表 11-3 に示す。

表 11-3 勝西浄化センターの概要

項 目	諸 元
現有処理能力	49,550 m ³ /日
日平均処理水量	37,412 m ³ /日
日最大処理水量(晴天時)	58,120 m ³ /日
水処理法 (計画)	[既設第1、新設第2] 凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法+急速ろ過法 [既設第2] 凝集剤併用型ステップ流入式2段硝化脱窒法+急速ろ過法
汚泥濃縮法	生汚泥：重力濃縮 余剰汚泥：機械濃縮
汚泥処理法	機械脱水（遠心脱水機） → 搬出処分
放流先	八田川（一級河川庄内川水系）
供用開始	昭和51年6月
用地面積	2.4ha

※処理水量は令和2年度実績値

c) 南部浄化センター

中央処理区を挟んだ市内中心部の北部と南部の汚水を処理するもので、2系列の水処理施設で構成され、市内で最も新しい浄化センターである。供用開始から24年が経過している。

南部浄化センターの平面配置図を図 11-5、フローシートを図 11-6 に示す。

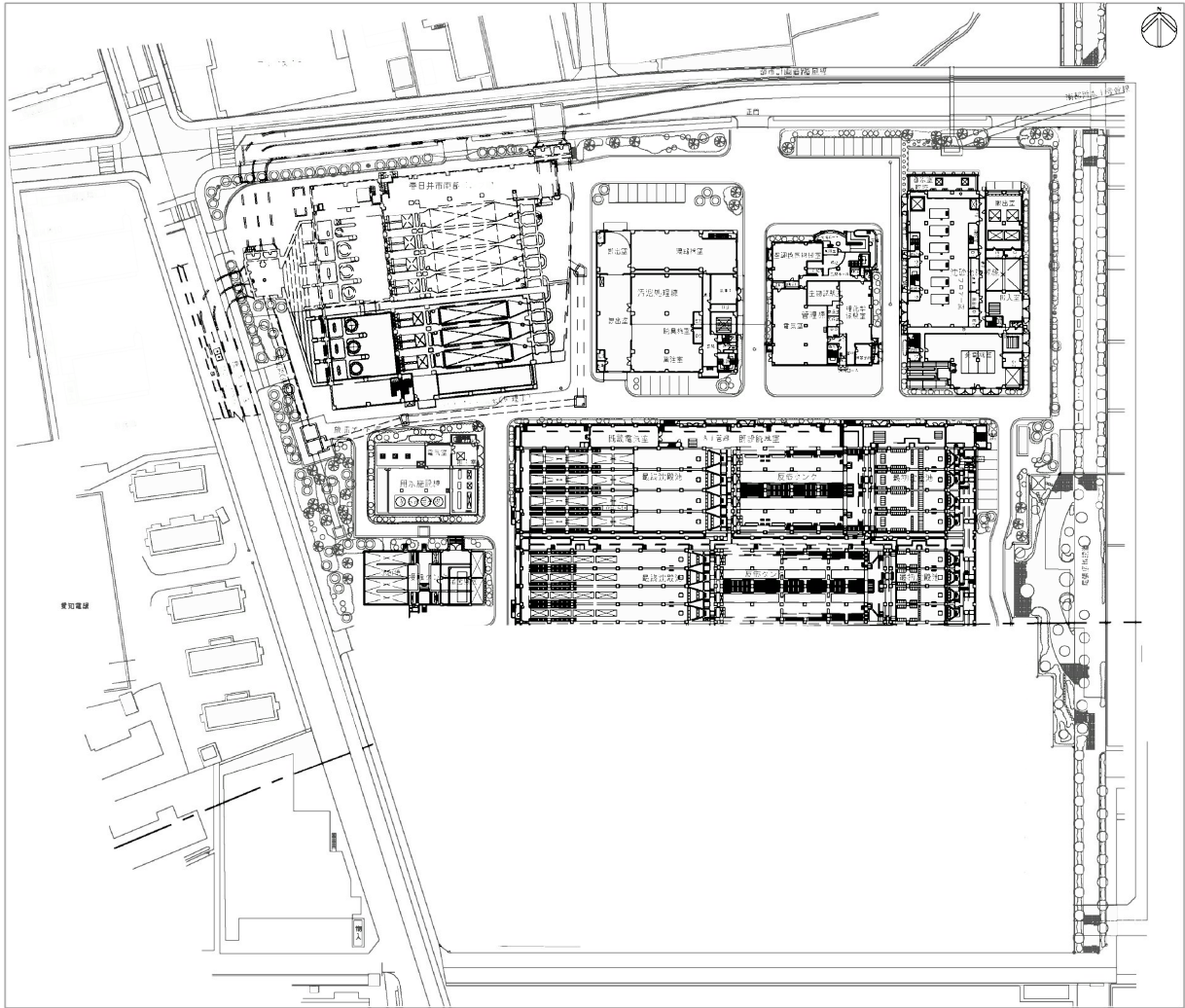


図 11-5 南部浄化センター平面配置図

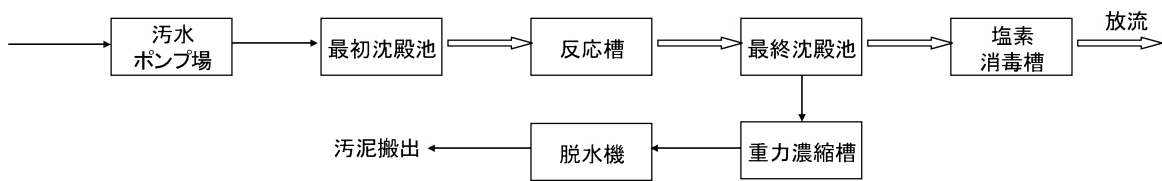


図 11-6 南部浄化センターフローシート

南部浄化センターの概要を表 11-4 に示す。

表 11-4 南部浄化センターの概要

項 目	諸 元
現有処理能力	26,250 m ³ /日
日平均処理水量	18,449m ³ /日
日最大処理水量(晴天時)	25,660m ³ /日
水処理法 (計画)	<p>[既設] 1系 凝集剤併用型ステップ流入式2段硝化脱窒法+急速ろ過法 +活性炭吸着</p> <p>[既設] 2系 凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法+急速ろ過法 +活性炭吸着</p> <p>[新設] 凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法+急速ろ過法 +活性炭吸着</p>
汚泥濃縮法	<p>生汚泥：重力濃縮</p> <p>余剰汚泥：機械濃縮</p>
汚泥処理法	機械脱水（遠心脱水機） → 搬出処分
放流先	一級河川庄内川
供用開始	平成9年3月
用地面積	3.6ha

※処理水量は令和2年度実績値

11.3 終末処理場の統廃合

令和2年3月に策定された「春日井市公共下水道事業経営戦略」において、3処理場の統廃合の可能性について検証している。

検証は、以下の3案について行っている。

案	1	2	3
手法	高蔵寺浄化センターを廃止し南部浄化センターに統合（南部浄化センターを増設）	高蔵寺浄化センターを廃止し勝西浄化センターに統合（勝西浄化センターを増設）	高蔵寺浄化センターと勝西浄化センターを廃止し南部浄化センターに統合（南部浄化センターを増設）
イメージ			

出典：「春日井市公共下水道事業経営戦略 令和2年3月」より抜粋

図 11-7 処理場の統廃合の検討

検証の結果、高蔵寺浄化センターを廃止し南部浄化センターに統合することが今後の下水道事業にとって望ましいものと判断され、この結果に基づき事業を進めていくことが示されている。

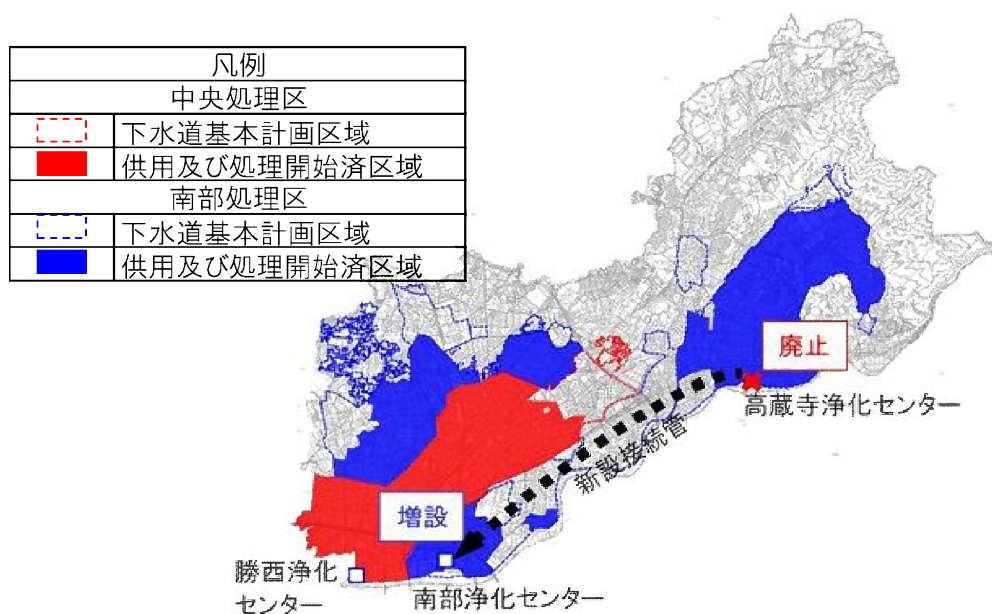
したがって、本計画では、高蔵寺浄化センターを廃止し南部浄化センターに統合し、処理場は勝西浄化センターと南部浄化センターの2処理場とする。

【方針】

高蔵寺浄化センターを廃止し、高蔵寺処理区を南部処理区に総合する。

表 11-5 処理場計画

既計画	本計画
<ul style="list-style-type: none"> ・高蔵寺浄化センター ・勝西浄化センター ・南部浄化センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・勝西浄化センター ・南部浄化センター



出典：「春日井市公共下水道事業経営戦略 令和2年3月」

図 11-8 処理場方針図

11.4 水処理方法

終末処理場は、放流水質の基準を満たす施設にする必要がある。放流水質は、計画放流水質として処理場毎に水質基準を設定する。終末処理場の水処理方法は、この計画放流水質に適合するよう下水道施行令に示された方法又は当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法から適切な処理方法を選定し決定する。

11.4.1 計画放流水質

終末処理場の計画放流水質は、公共用水域の水質保全の観点から放流先の状況に応じて、下水道管理者が BOD、窒素（T-N）、リン（T-P）について適合する水質を基準値として定める。計画放流水質の設定にあたっては、排水基準、水質汚濁防止法に基づく水質総量規制、流総計画などを考慮して設定する。

a) 排水基準

環境省令で定める排水基準は、全公共用水域を対象に全ての特定事業場に対する一律の基準である。有害物質の排水基準は全ての特定事業場に適用され、生活環境項目については排水量 50m³/日以上 of 事業場について適用される。

生活環境項目のうち、BOD、COD、SS、T-N、T-P に関する一律排水基準は表 11-6 のとおりである。

表 11-6 一律排水基準（生活環境項目）

項目	(mg/L)				
	BOD	COD	SS	T-N	T-P
最大	160	160	200	120	16
日間平均	120	120	150	60	8

愛知県では、7 水域に区分して水質汚濁防止上、不十分と考えられる水域について条例により厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を定めている。本市は名古屋港・庄内川等水域に属しており、本市の浄化センターに係る上乘せ排水基準は表 11-7 のとおりである。

表 11-7 上乗せ排水基準（名古屋港・庄内川等水域）

(mg/L)

項目		BOD	COD	SS
既設	最大	—	—	—
	日間平均	20	20	70
新設	最大	25	25	70
	日間平均	20	20	50

b) 水質総量規制

愛知県は、閉鎖性水域である伊勢湾の水質改善を図るため、COD、T-N、T-Pの水質環境基準の確保を目的として、第8次水質総量削減計画を平成29年6月27日に公告し、水質総量規制基準を同年9月1日より施行している。

総量規制は、日平均排水量50m³/日以上の特定期間から排出される汚濁負荷量について、排出水の量に表11-8に示す総量規制基準C値を乗じて求める許容汚濁負荷量を遵守する。

表 11-8 総量規制基準C値

(mg/L)

項目			COD	T-N	T-P
30,000m ³ /日以上	H14.10以前	標準	20	20	1.5
		高度処理		15	1.0
	H14.10以降	標準		15	1.5
		高度処理		10	1.0
30,000m ³ /日未満	H14.10以前	標準		25	2.0
		高度処理		15	1.0
	H14.10以降	標準		20	1.5
		高度処理		10	1.0

c) 下水道法施行規則に定める計画放流水質上限値

計画放流水質上限値は、下水道法施行令において以下のとおり定められている。ただし、平成16年度の施行令改正時に現存する施設については、従前の令が適用される。

BOD、T-N、T-Pについては、前述のとおり、公共用水域の水質保全の観点から放流先の状況に応じて、下水道管理者が適合する水質を基準値として定めることとしているが、下水道法施行規則において表 11-9 のとおり上限値を定めている。

表 11-9 下水道法施行令および施行規則に定める計画放流水質

項目	(mg/L)				
	BOD	COD	SS	T-N	T-P
施行令	—	—	40	—	—
施行規則	15	—	—	20	3

d) 流総計画における計画処理水質及び計画放流水質

名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画では、環境基準達成のために必要とされている計画処理水質を設定しており、日最大流入水量により表 11-10 のとおり区分している。本市の勝西浄化センター及び南部浄化センターは、30,000m³/日以上以上の計画処理水質が該当する。

表 11-10 名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画における計画処理水質

流入水量	(mg/L)			
	BOD	COD	T-N	T-P
30,000m ³ /日以上	10	8.9	6.6	0.48
30,000m ³ /日未満	10	12.0	15.0	1.00

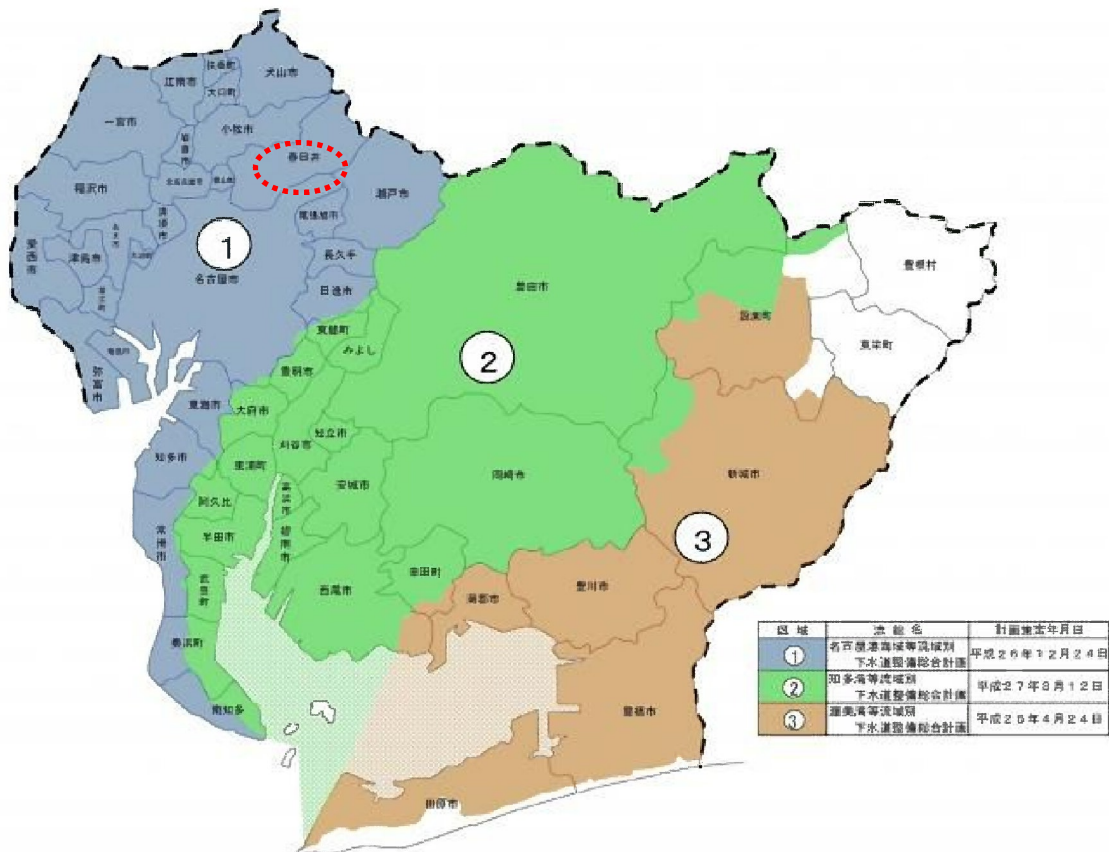
計画処理水質は日平均であり、日最大である計画放流水質は、計画処理水質に換算係数を乗じて求める。名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画では30,000m³/日以上については矢作川流域下水道の実績から求めた換算係数を用い、30,000m³/日未満については国土交通省事務連絡（H19.11.9）に示された標準値を用いてT-NとT-Pの計画放流水質を算出している。

勝西浄化センターと南部浄化センターにおける流総計画の目標処理水質を換算した計画放流水質を表 11-11 に示す。

表 11-11 流総計画目標処理水質の換算による計画放流水質

単位：mg/L

処理場名	項目		BOD	COD	SS	T-N	T-P
勝西浄化センター	日間平均の4年間最大	a	12.0	13.0	8.0	18.0	1.00
	4年間日平均	b	5.1	10.1	5.8	10.9	0.43
	補正係数	c=a/b	2.353	1.287	1.379	1.651	2.326
	流総目標処理水質	d	10	8.9	—	6.6	0.49
	放流水質	e=c×d	24	11.5	—	10.9	1.12
南部浄化センター	日間平均の4年間最大	a	17.0	19.0	6.0	28.0	1.90
	4年間日平均	b	3.0	11.7	6.0	15.2	0.46
	補正係数	c=a/b	5.667	1.624	1.000	1.842	4.130
	流総目標処理水質	d	10	8.9	—	6.6	0.49
	放流水質	e=c×d	57	14.5	—	12.2	1.98



出典：愛知県 H.P より

図 11-9 愛知県流域別下水道整備総合計画図

e) 計画放流水質

勝西浄化センター及び南部浄化センターの計画放流水質は、前項までの各種放流水質の最低値を採用することとし、2 処理場の数値は合わせることにする。また、計画放流水質は、BOD、T-N、T-P について定める。

表 11-12 流総計画目標処理水質の換算による計画放流水質

処理場名	項目	BOD	COD	SS	T-N	T-P
勝西浄化 センター	一律排水基準	160	160	200	120	16
	上乘せ排水基準	25	25	70	—	—
	水質総量規制 C 値	—	20	—	10	1.0
	下水道法施工令・規則上限値	15	—	40	10	3.0
	流総計画放流水質	24	11.5	—	10.9	1.12
	計画放流水質	15	—	—	10	1.0
南部浄化 センター	一律排水基準	160	160	200	120	16
	上乘せ排水基準	25	25	70	—	—
	水質総量規制 C 値	—	20	—	10	1.0
	下水道法施工令・規則上限値	15	—	40	10	3.0
	流総計画放流水質	57	14.5	—	12.2	1.98
	計画放流水質	15	—	—	10	1.0

11.4.2 下水道施行令における処理方法

「平成 27 年 11 月 19 日 事務連絡」によると、処理方法と適合する計画放流水質区分の関係は表 11-13 のとおりである。前項で設定した計画放流水質に適合する処理方式として、循環式硝化脱窒法、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法があげられる。また、これらの処理方法に凝集剤の添加、急速濾過法を併用する必要がある。なお、T-N 及び T-P の除去を行うこれらの処理方法を用いる処理施設は、高度処理施設に位置付けられる。

表 11-13 処理方法と適合する計画放流水質区分の関係

処理方法 (単位 mg/L)	生物化学的 酸素要求量		一〇以下					一〇を超え 一五以下					
	窒素含有量	燐含有量	一〇以下		一〇を超え 二十以下		一〇を超え 一五以下		二〇以下		一〇を超え 一五以下		
			〇・五以下	一を超え三以下	一以下	一を超え三以下	一以下	一を超え三以下	三以下	三以下			
標準活性汚泥法等 ^{注1)}													◎
急速濾過法を併用									◎				◎
凝集剤を添加												◎	◎
凝集剤を添加、急速濾過法を併用								◎	◎	◎		◎	◎
循環式硝化脱窒法等 ^{注2)}												◎	◎
有機物を添加												◎	◎
急速濾過法を併用								◎		◎		◎	◎
凝集剤を添加										◎		◎	◎
有機物を添加、急速濾過法を併用							◎		◎			◎	◎
有機物を添加、凝集剤を添加										◎		◎	◎
凝集剤を添加、急速濾過法を併用							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
有機物及び凝集剤を添加、急速濾過法を併用			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
嫌気好気活性汚泥法													◎
急速濾過法を併用									◎	◎			◎
凝集剤を添加													◎
凝集剤を添加、急速濾過法を併用								◎	◎	◎			◎
嫌気無酸素好気法										◎	◎	◎	◎
有機物を添加										◎	◎	◎	◎
急速濾過法を併用								◎	◎		◎	◎	◎
凝集剤を添加										◎	◎	◎	◎
有機物を添加、急速濾過法を併用							◎	◎		◎	◎	◎	◎
有機物を添加、凝集剤を添加										◎	◎	◎	◎
凝集剤を添加、急速濾過法を併用							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
有機物及び凝集剤を添加、急速濾過法を併用	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法													◎
凝集剤を添加			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

注1) 標準活性汚泥法等とは、以下の7つの方法を指す。標準活性汚泥法、オキシデーションディッチ法、長時間エアレーション、
回分式活性汚泥法、酸素活性汚泥法、好気性ろ床法、接触酸化法
注2) 循環式硝化脱窒法とは、以下の4つの方法を指す。循環式硝化脱窒法、硝化内生脱窒法、ステップ流入多段消化脱窒法
高度処理オキシデーションディッチ法
◎ 令第5条の5第1項第2号に示された処理方法

11.4.3 水処理方式の選定

勝西浄化センターと南部浄化センターでは、計画放流水質を達成するために高度処理施設が必要とされている。

現計画における2処理場の水処理施設の処理方法を表 11-14 に示す。

表 11-14 現計画の水処理方法

処理場名	系列	水処理方法
勝西浄化センター	既設第1	凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法+急速濾過法
	既設第2	凝集剤併用型ステップ流入式2段硝化脱窒法+急速濾過法
	新設	凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法+急速濾過法
南部浄化センター	既設	凝集剤併用型ステップ流入式2段硝化脱窒法+急速濾過法 +活性炭吸着法
	新設	凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法+急速濾過法 +活性炭吸着法

現計画において新設する場合の処理方法は、勝西浄化センターが凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法+急速濾過法、南部浄化センターが凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法+急速濾過法+活性炭吸着法となっている。

計画放流水質を達成するための処理方法について、表 11-15 で比較を示す。なお、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法については、以下の理由により本計画においては比較対象としない。

- ・計画流入汚水量が 30,000 m³/日を超える処理場での実績が少ない。
- ・一部の系列のみ採用すると、特殊な膜モジュールの管理が維持管理の負荷となる。
- ・膜分離活性汚泥法は最終沈殿池が必要ないため、施設がコンパクトとなるが、この処理方式を位置付けた場合、将来施設のスペースが必要となる別の処理方法への転換が難しい。

表 11-15 処理方法の比較

処理方式	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法	凝集剤併用型ステップ多段流入式硝化脱窒法（3段）	嫌気－無酸素－好気法
処理フロー			
処理原理	<p>生物学的な窒素除去法であり、硝化細菌と脱窒細菌の生理機能により、下水中に含まれる窒素を除去する処理技術である。硝化タンク内では好気性条件下で亜硝酸菌、硝酸細菌が無機性窒素を酸化させ、脱窒タンク内では、無酸素下で脱窒細菌による硝化性呼吸により窒素ガスに還元処理を行う。</p>	<p>循環式硝化脱窒法に準ずる。</p>	<p>生物的りん除去法の嫌気－好気法に生物学的窒素除去法の循環式硝化脱窒法を加えたりん・窒素同時除去処理技術である。</p>
処理概要・特性	<ul style="list-style-type: none"> ・前段に無酸素条件下の脱窒タンク、後段に好気性条件下の硝化タンクを配し、硝化液を生成した硝化タンクから、脱窒タンクへと循環させることで水素供与体としての原水と接触することで窒素除去を行うものである。 ・硝化液循環の設備が必要となる。 ・下水水質によっては水酸化ナトリウム添加設備が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環式硝化脱窒法を多段化した処理技術であり理論的には段数と循環水量比にて100%の除去が可能である。 ・前段で循環返送されずに流出する硝化液を後段無酸素タンクで脱窒されるので窒素除去効率が高くなる。 ・後段の循環はエアリフト効果により行うため、循環ポンプが不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前段にりん放出を目的とした嫌気タンクを配し、中段に無酸素（脱窒）タンク、後段に硝化、りん摂取を目的とした好気タンクを配している。 ・りん除去効果は凝集剤併用型より若干劣り、窒素除去は単段の循環式硝化脱窒法と同程度となる。
窒素除去	○	◎	○
リン除去	○	○	△
COD 除去	○	○	○
建設費	△	△	△
ランニングコスト	○	○	○
発生汚泥量	○	○	○
処理可能水量	△	○	△
採用実績	△	◎	◎
総合評価	○	◎	○

比較表を踏まえ、勝西浄化センター及び南部浄化センターの水処理方法は、凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法＋急速濾過法とする。

なお、CODの流入水質が高い処理場については、CODの除去を目的とした手法検討を行う。

【処理方法】

◆ 勝西浄化センター

凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法＋急速濾過法

◆ 南部浄化センター

凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法＋急速濾過法

11.5 汚泥処理方法

11.5.1 現基本計画の概要

現基本計画では、神屋町に下水汚泥処理センターを建設し、3か所の浄化センターの脱水ケーキを焼却し、埋立処分とする計画である。

焼却炉仕様：80 t /日 × 2 基

11.5.2 下水汚泥の利活用状況

各浄化センターにおける汚泥の処理状況を表 11-16 に示す。本市では、平成18年度以降、発生する下水道汚泥を有効利用しており、そのリサイクル率は100%である。有効利用の内訳は、セメント原料や、燃料化として利用している。

表 11-16 汚泥の有効利用状況

年度	利用用途	汚泥量 (t/年)	処分費 (百万円)
平成 28 年	セメント原料	9,364	205.3
	燃 料 化	7,179	157.4
	合 計	16,543	362.7
平成 29 年	セメント原料	7,246	158.6
	燃 料 化	9,358	204.8
	合 計	16,604	363.4
平成 30 年	セメント原料	5,620	123.0
	燃 料 化	11,255	246.3
	合 計	16,875	369.3
令和元年	セメント原料	5,518	121.8
	燃 料 化	11,208	247.6
	合 計	16,726	369.4
令和 2 年	セメント原料	5,294	120.9
	燃 料 化	11,383	259.9
	合 計	16,677	380.7

11.5.3 終末処理場の汚泥処理方式の現況

高蔵寺浄化センターでは、初沈汚泥と余剰汚泥を分離濃縮した後、機械脱水して脱水ケーキを場外搬出している。

勝西浄化センターと南部浄化センターでは混合濃縮した後、機械脱水して場外搬出している。各浄化センターにおいて発生した脱水ケーキは場外搬出され、セメント原料や燃料化として有効活用が図られている。

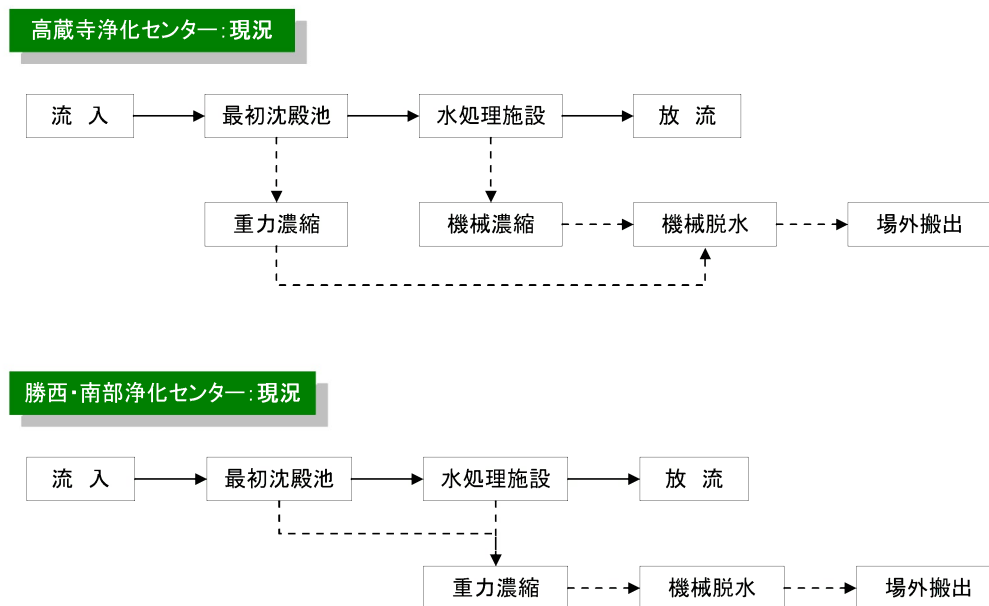


図 11-10 現況処理方式

11.5.4 汚泥処理量の予測

下水道整備の実施に伴い終末処理場への流入污水が増加し、発生する汚泥も増加する。

11.5.5 汚泥処理方法

現状、各浄化センターの汚泥は脱水汚泥により場外搬出し、セメント原料を主体として、安定的に利活用されている。しかし、セメント原料や燃料化といった有効利用について、現在の処分価格が将来的にも現状のまま継続する保証はなく、今後増加する汚泥量の全量について民間が受け入れ可能かどうかの継続性も不透明である。

一方、下水道汚泥は大量の有機物・無機物を含んでいることから、バイオガスや固形燃料としてのエネルギー利用やリンを含む肥料としての有効利用が可能であり、資源・エネルギー循環の形成に向けて下水汚泥のエネルギー化技術の開発が進んでいる。

したがって、汚泥処理方法の方針については、基本方針と展開性の両軸を示す。

【基本方針】

各浄化センターの脱水汚泥をセメント原料や燃料化などに有効利用する。

【展開性】

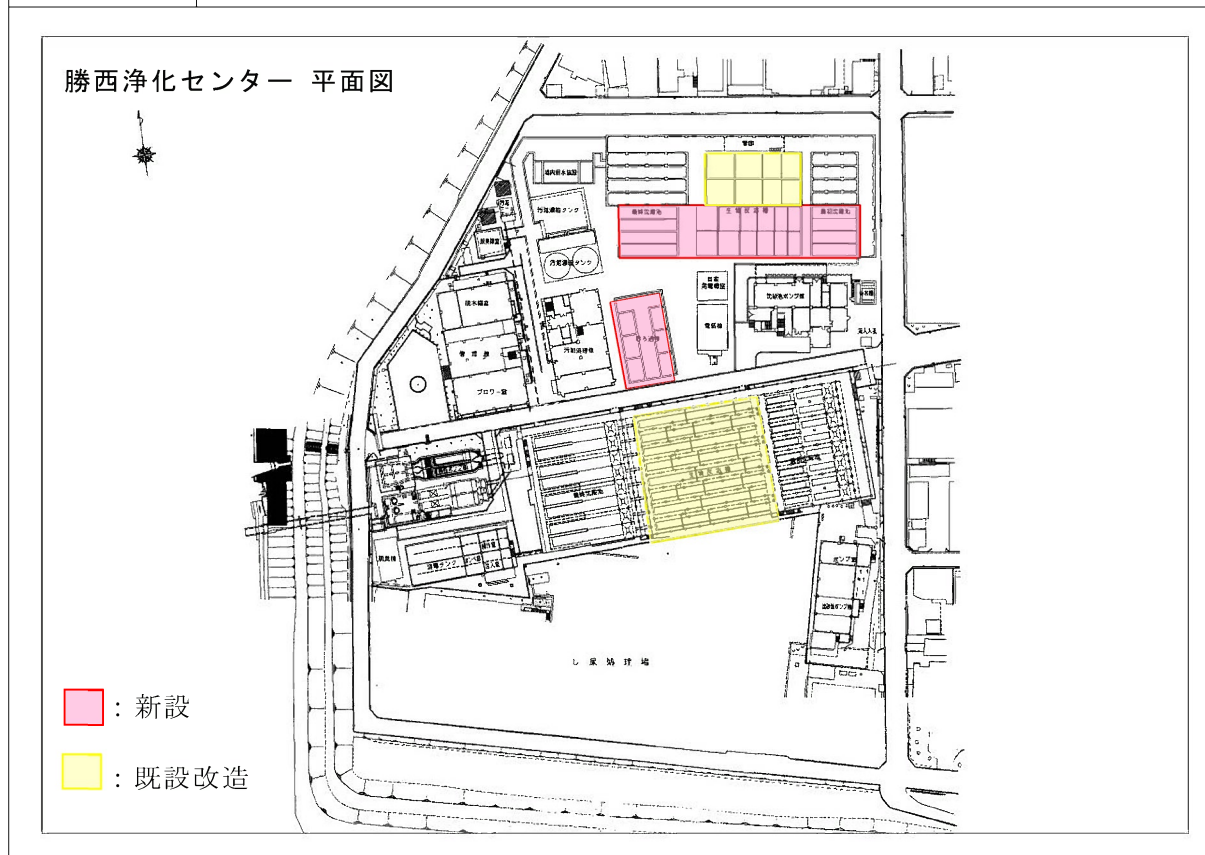
資源・エネルギー利用に向けた調査・研究する。

11.6 終末処理場計画のまとめ

諸元の見直しおよび処理区の再編計画を受け、各処理場における計画の見直し結果を以下に示す。

a) 勝西浄化センター

項目	現況実績 (R2)	現計画 (R7)	本計画 (R12)
計画人口	83,702 人	96,940 人	96,507 人
処理能力	49,550 m ³ /日	46,600 m ³ /日	43,200 m ³ /日
水処理方法	標準活性汚泥法 (ステップ流入)	【既設】 凝集剤併用型ステップ 流入式 2 段硝化脱窒法 + 急速ろ過法 【新設】 凝集剤併用型ステップ 流入式 3 段硝化脱窒法 + 急速ろ過法	【既設】 凝集剤併用型ステップ 流入式 2 段硝化脱窒法 + 急速ろ過法 【新設】 凝集剤併用型ステップ 流入式 3 段硝化脱窒法 + 急速ろ過法
汚泥濃縮法	生汚泥、余剰汚泥 : 混合重力濃縮	生汚泥 : 重力濃縮 余剰汚泥 : 機械濃縮	生汚泥 : 重力濃縮 余剰汚泥 : 機械濃縮
汚泥処理法	機械脱水の後、搬出処分		
放流先	八田川 (一級河川庄内川水系)		
供用開始	昭和 51 年 6 月		
用地面積	2.4 ha		



b) 南部浄化センター

項目	現況実績 (R2)	現計画 (R7)	本計画 (R12)
計画人口	57,912 人	100,720 人	177,742 人
処理能力	28,700 m ³ /日	52,100 m ³ /日	82,100 m ³ /日
水処理方法	【1系】 標準活性汚泥法 【2系】 凝集剤併用型ステップ 流入式3段硝化脱窒法	【既設】 凝集剤併用型ステップ 流入式2段硝化脱窒法 + 急速ろ過法+活性炭 吸着法 【新設】 凝集剤併用型ステップ 流入式3段硝化脱窒法 + 急速ろ過法+活性炭 吸着法	【既設】 凝集剤併用型ステップ流 入式2段硝化脱窒法+急 速ろ過法+活性炭吸着法 【新設】 凝集剤併用型ステップ流 入式3段硝化脱窒法+急 速ろ過法+活性炭吸着法
汚泥濃縮法	生汚泥、余剰汚泥 ：混合重力濃縮	生汚泥：重力濃縮 余剰汚泥：機械濃縮	生汚泥：重力濃縮 余剰汚泥：機械濃縮
汚泥処理法	機械脱水の後、搬出処分		
放流先	一級河川庄内川		
供用開始	平成9年3月		
用地面積	3.6 ha		

南部浄化センター 平面図

